

適正な法曹人口の在り方及び司法修習生に対する経済的支援についての見直しを求める会長声明

1 はじめに

司法は、いうまでもなく行政、立法と並ぶ基本的な国家作用の一つである。この司法を担う人的基盤が、「法曹」である。したがって、法曹の在り方について、国は重大な関心を有するべきであり、法曹人口の適正さの検証、検討を絶えず行うとともに、司法の担い手たる法曹の養成は、基本的に国の責任においてなされるべきである。殊に、憲法上、人権擁護の中心的任務を担う弁護士の使命遂行を私的利益の追求とみなしてその自由競争と自己責任に委ねることは、国がその責任を放棄するに等しく、ひいては、法曹を目指そうとする有為な人材を遠ざけ、法曹の質の低下を招くものである。

これまで、政府の法曹養成制度検討会議（以下、「検討会議」という。）において、法曹人口問題を含む法曹養成制度全般について議論がなされてきた。そして、2013年4月12日に、法曹人口の在り方や司法修習生への経済的支援の問題を含む「法曹養成制度検討会議・中間的とりまとめ」が公表され（以下、「中間的とりまとめ」という。）、これについて同年5月13日までのパブリックコメントを経て、最終的な取りまとめが行われることになっている。

中間的とりまとめの主な内容には、年間合格者3000人の数値目標は現実性を欠くこと、今後の法曹人口の在り方は、質の維持に留意しつつ、法曹養成制度の整備状況を勘案しながらその都度検討すべきであることなどが盛り込まれた。

しかし、以下に述べるように、議論の前提となっている事実状況は極めて深刻であり、中間的とりまとめの内容も、この問題状況を解決するためには、不十分な内容が多々見受けられる。以下、議論の前提となる事実関係について詳論する。

2 法曹人口問題及びこれが惹き起している深刻な問題

2001年6月、法的需要が量的に拡大し、質的に多様化、高度化することから

法曹人口の急激な拡大が急務であるとの司法制度改革審議会意見書が出された。これを受けて、2002年3月19日、当時の小泉内閣が、司法試験合格者数を2010年頃には年間3000人程度とする「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。その後、司法試験の合格者数は、2002年には1183人であったものが、2007年には2099人まで増加し、その後、現在まで約2000人程度で推移している。

この間、裁判官・検察官の採用数は目立った増加を見せていないこともあり、合格者の急増は弁護士数の急増に直結している状況にある。この弁護士数の急増により、次のような深刻な問題が生じている。

(1) 司法修習生・新人弁護士の就職難

弁護士人口の急増に伴い、司法修習生・新人弁護士の深刻な就職難という問題が生じている。

弁護士志望者は、司法修習修了までに就職先が決まっていれば、司法修習修了後の一括登録時に弁護士登録をするのが通常であるから、この一括登録時の未登録者数を見れば、どれほどの就職難であるのかが判明する。この一括登録時の未登録者は、これまで殆ど存在しなかったが、近年、未登録者数が顕著に増加している。新第60期司法修習生の未登録者数は32人（2007年12月時点）であったものが、新第63期司法修習生では214人（2010年12月時点）、新第64期司法修習生では400人（2011年12月時点）、新第65期司法修習生では、546人にも及んでいる（2012年12月時点）。第65期の司法修習生の修習修了者数は2080人であるから、実に修了者全体の約4分の1が未登録ということになっており、就職難は年々深刻さを増していることは明らかである。この深刻な就職難の原因が、弁護士人口の急激な増加にあることは明らかである。

なお、この未登録者数の増加とこれに伴う就職難は、3000人という司法試験合格者数の目標よりもはるかに少ない約2000人の合格者数の現状の下で

生じているのであって、仮に司法試験合格者を1000人に減じたとしても、年間500人程度の弁護士人口の増加が予想されることから、上記問題は直ちに解消されるものではない。司法試験合格者の大幅減少を含む法曹人口の在り方についての見直しは急務である。

(2) 新人弁護士のOJTの機会の減少と質の低下の懸念

弁護士人口の急増と、これに伴う新人弁護士の就職難は、新人弁護士のOJTの機会の減少という弊害をもたらしている。

司法試験合格者の増加に伴って、司法修習期間が1年間に短縮されたため、司法修習期間中における実務修習の経験の機会が従来に比べて不十分になっている。その上、弁護士登録ができた者の中には、就職できずに初めから独立して1人で開業する即時独立弁護士（いわゆる「即独」）や、既存の法律事務所の「軒先」、つまりスペースを使わせてもらって独立して仕事をする事務所内独立採算弁護士（いわゆる「軒弁」）が相当数含まれている。これらの新人弁護士は、既存の法律事務所に就職し、勤務しながら法律実務のスキルを訓練することができず、OJTの機会がほとんど与えられていない。OJTの機会が不十分であれば、弁護士として必要な実務経験・能力を十分に習得できていない弁護士が多数社会に輩出される懸念があり、現に、2012年4月に発表された総務省の政策評価書においても、「OJT不足による質の低下が懸念」と評価されている。

3 司法修習生の給費制復活の必要性

司法修習生の給費制問題について、法曹養成制度検討会議の中間的とりまとめは、貸与制を前提とした上で、修習の位置づけを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要があると指摘するに留まっている。

しかしながら、同検討会議においても、「貸与制を維持すべき」という表現は妥当でないという意見も出されており、また、若手法律家や法曹志望者で構成されるビギナーズ・ネットをはじめとして、給費制の復活について根強い運動が行

われている。当会も、司法修習生の給費制は復活させるべきものと考えているところであり、このことは、次の諸点からも明らかである。

(1) 法曹志願者の大幅な減少

法曹志願者にとって法曹への第一関門となる法科大学院の適性試験の志願者数は、実施最初の年である2003年、大学入試センター実施のものが3万9350人、日弁連法務研究財団実施のものは2万0043人であった。それが、2012年度には6457人と激減している。

これは、弁護士人口の急増により、弁護士の経済的価値が低下傾向にあることや司法修習生・新人弁護士の就職難という現状から、法曹志願者が、弁護士という職業の未来に対し明るい見通しを持ってないためである。その上、司法修習生の給費制が廃止され、貸与制に移行したことが、弁護士を目指す際の将来の見通しをより暗いものとし、職業としての魅力を大幅に損ない、有為な人材を法曹から遠ざけている。貸与制は、経済的負担を先送りするに過ぎないもので、法曹志願者の経済的負担を増加させることは誰の目からも明らかだからである。

(2) 法科大学院修了課程における多大な経済的負担

司法修習生の経済的負担について論ずるに当たっては、司法修習生が、司法試験合格以前に、既に多大な経済的負担をしなければならない状況にあることを忘れてはならない。法科大学院を修了するための学費は、旧国公立でみても、授業料だけで年額80万円程度のほか入学金30万円程度が必要とされ、私立の場合は授業料だけでも年間100万円から150万円といわれている。

また、日本弁護士連合会が2009年11月に新63期司法修習予定者に対して実施したアンケート結果によると、回答者1528人中807人（52.81%）が法科大学院で学ぶために奨学金を利用したと回答した。

そのうち、最高額は1200万円であり、平均でも318万8000円との結果であった。

このように、法科大学院課程修了のために、法曹志願者は多大な経済的負担を

負うことになっており、経済的に余裕のない者は法曹を志せない状況を招いている。かかる状況で司法修習生の給費制を廃止し、貸与制に移行することは、法曹志願者の減少に拍車をかけるものであることは明らかである。

(3) 公益活動への影響

従前、司法修習生は、裁判官、検察官を志す者だけでなく、弁護士を志す者も含めて、等しく国から給与を受け、公務員的立場に置かれていた。そのため、司法修習生は、自らの置かれた立場に鑑みて、司法修習が公務であることを認識し、そのような司法修習を経た後の弁護士業務についても公益的性格の強い業務であるとの認識を持つに至っていた。弁護士がこれまで自らの収入を度外視した公益活動に従事してきたその意識の裏には、このようにして醸成された公益への奉仕の意識（＝公的使命感）が存在していた。

もちろん、貸与制の下で弁護士に就業した者についても、弁護士の職責について弁護士会等で研修を行うなどするため、貸与制下では弁護士が公益的活動を控えるということにはならない。

しかし、給費制の廃止によって司法修習生の公務員的立場は一步後退したと言わざるを得ない。そのような立場に置かれた司法修習生には、従前のような公的な使命感の醸成が阻まれることも懸念され、弁護士として就業する者の公益活動への従事については、その者の弁護士としての使命感に期待せざるを得ず、従前よりも弁護士の公益的活動が困難になるおそれも強い。

さらに、弁護士人口の急増による将来の見通しの暗さの中、多額の奨学金債務の負担に汲々としている者にとり、現実問題として、公益活動を行う余裕のない者も増える可能性がある。

したがって、司法修習生の給費制が廃止され、貸与制に移行したことは、単に経済的負担のさらなる増加にとどまらず、公益的な法的サービスの低下をももたらすおそれがある。

4 国民のための司法へ

以上にみてきたように、現状は、弁護士人口の急増により、合格後の弁護士業務に対する魅力は減少し、目下の司法修習生・新人弁護士の就職難という現状から、弁護士を目指すことへの将来の見通しが暗いものとなっている。また、法科大学院課程修了のためには、法曹志願者は多大な経済的負担を負うことになっており、一定の経済的に恵まれた者以外は法曹を志せない状況を招いている。さらに、弁護士登録をした者であっても、一方ではOJT不足などから質の低下が懸念され、他方で、貸与制に移行したことにより、公的使命感の醸成が阻まれ、現実問題としても、公益活動を行う余裕を見いだすこと自体困難となりかねない事態となっている。

このことは、国民に対する法的サービスの質、国民の利益にかかわってくる重要な問題である。国民のための司法という観点から、国民が必要とする質と量の法曹を確保することが国民のための司法を支える法曹養成制度の理念であるべきであり、そのためには、何よりも司法試験合格者の大幅減少を含む適正な法曹人口の策定と司法修習生の給費制復活が必要である。

したがって、法曹の質の維持・確保を図り、国民の利益を守るためには、適正な法曹人口の検討・見直しを行うとともに、裁判所法を改正して司法修習生の給費制を復活させなければならない。

- 5 当会は、検討会議が、これらの諸課題について、パブリックコメント等通じて寄せられた国民各層からの意見を真摯に受け止めて更なる検討を深め、最終的とりまとめにおいて、特に、適正な法曹人口の在り方を見直すこと及び司法修習生の給費制の復活を含む経済的支援について、具体的な施策が提言されることを強く求めるものである。

2013年6月10日

群馬弁護士会

会長 小 磯 正 康